

令和2年度 第1回 福岡県環境審議会 議事録

日時：令和2年7月30日（木）

10時00分～12時00分

場所：福岡県吉塚合同庁舎8階 803会室

(環境政策課：吉川企画広報監)

ただ今から、令和2年度第1回福岡県環境審議会を開催いたします。

私は、環境政策課企画広報監の吉川と申します。本日の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、環境部長の徳永が御挨拶申し上げます。

(環境部：徳永部長)

おはようございます。環境部長の徳永でございます。

本日はお忙しい中、環境審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本県の環境行政につきましては、日頃から格段の御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの関係を言わなければならない状況でございます。この審議会の開催を検討していた5月中旬には、7月の末であれば収まっているのではないかという淡い期待のもと開催を決定いたしました。しかし、皆様御承知のとおり、昨日の感染者が101名ということで、今までで1番多く感染者が発生している状況でございます。

我々としましては、見ていただくと分かりますように広い会場を用意しまして、なるべく人との間隔を離すよう努めております。また、換気もさせていただいておりますので、少し聞きづらい点もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それと、福岡県に設置しております新型コロナウイルス対策本部でお願いしていることを再度ここでお願いしたいと思っております。県民の皆様には、一人一人が人にうつさない、人からうつされない、感染している可能性を疑うという意識を常に強く持っていただくとともに、マスクの着用、手洗い、人との距離の確保、三密の回避など、感染拡大を予防する新しい生活様式を実践されるようお願いいたします。また、外出の際には感染状況や利用する施設が感染防止対策をしっかりと講じているかどうかを確認して、その必要性を判断するよう、改めてお願いいたします。

まだ報告は出ておりませんが、長い梅雨が明けようとしております。毎年のようにこの梅雨の間に災害が起こっております。何十年に一度の災害と言われながらも、毎年起こってい

る状況でございます。県としましては、被災地の復興に全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

また、環境部としましては、大牟田市の災害廃棄物、あるいは、熊本県人吉市の災害廃棄物について、福岡県で調整いたしまして、大牟田市の廃棄物は福岡市、人吉市の廃棄物は北九州市、そして福岡市でも受け入れると調整をさせていただいているところでございます。

ひとえに、こういった災害は地球温暖化による気候変動の影響が大きいと言われております。県としましては、昨年8月に福岡県気候変動適応センターを設置いたしまして、気候変動の影響による被害を防止・軽減する取組みを進めております。また、CO<sub>2</sub>の削減にも努力しているところでございます。

また、国におきましても、経済産業省が今月に入りまして、非効率石炭火力発電所の9割にあたります約100機を2030年までに休廃止するという方針を出しております。国もCO<sub>2</sub>の削減に向けてようやく動き出したと言えるのではないかと考えております。

また、もう1つの問題といたしまして、プラスチックごみの問題がでございます。

これにつきましても、本県においては、ワンウェイプラスチックの使用削減等を県全体で進めるために、今月の9日にふくおかプラスチック資源循環ネットワークを設置しまして、ふくおかプラスチック資源循環憲章を策定したところでございます。今後、この憲章をもとに事業者や県民の取組みを促進することとしております。本日御出席の皆様にも御協力をお願いしたいと思っております。

本日の審議は御案内のとおり、部会決議報告3件及びその他の報告2件でございます。いずれも本県の環境行政における重要事項でございますので、御審議のほどよろしく願います。

#### (環境政策課：吉川企画広報監)

ここで、事務局から御報告申し上げます。

本日は、会長及び委員36名中28名の出席で、半数以上の御出席をいただいております。

したがって、福岡県環境審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

前回の審議会以降、1名の委員が交代されております。

辞任された委員は、前九州農政局生産部長 廣田明委員、新たに御就任いただきましたのは、九州農政局生産部長 野村竜司委員です。

なお、本日、柳生委員、堂菌委員、對馬委員につきましては、代理にて、九州経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課課長補佐 久保様、九州地方整備局企画部環境調整官 中川様、第七管区海上保安本部警備救難部環境防災課課長補佐 寄高様に御出席いただいております。

続きまして、本日出席いたしております福岡県環境部及び関係課職員の紹介をさせていただきます。

まず、先ほど御挨拶をいたしました環境部部長の徳永でございます。

(環境部：徳永部長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：吉川企画広報監)

続きまして、環境部次長の小磯でございます。

(環境部：小磯次長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：吉川企画広報監)

続きまして、環境政策課長の山口でございます。

(環境政策課：山口課長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：吉川企画広報監)

続きまして、環境保全課長の高橋でございます。

(環境保全課：高橋課長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：吉川企画広報監)

続きまして、循環型社会推進課長の鐘ヶ江でございます。

(循環型社会推進課：鐘ヶ江課長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：吉川企画広報監)

続きまして、廃棄物対策課長の前原でございます。

(廃棄物対策課：前原課長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：吉川企画広報監)

続きまして、監視指導課長の迎田でございます。

(監視指導課：迎田課長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：吉川企画広報監)

続きまして、監視指導課廃棄物適正処理推進室長の市村でございます。

(監視指導課廃棄物適正処理推進室：市村室長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：吉川企画広報監)

続きまして、自然環境課長の新でございます。

(自然環境課：新課長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：吉川企画広報監)

続きまして、農林水産部農山漁村振興課長の因でございます。

(農山漁村振興課：因課長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：吉川企画広報監)

最後に、農林水産部食の安全・地産地消課生産安全係長の梶でございます。

(食の安全・地産地消課：梶生産安全係長)

よろしくお願ひいたします。

(環境政策課：吉川企画広報監)

それでは、本日用います資料の御確認をお願いいたします。

お手元の配付資料及び事前に郵送でお配りしております資料につきましては、資料リストにお示ししているとおりでございます。

資料の不足がございましたら、挙手により事務局までお知らせください。不足はございませんでしょうか。

それでは、これからの議事進行は浅野会長、よろしくお願ひいたします。

(浅野会長)

それでは、お集まりいただきましてありがとうございます。

今国会で、環境関係の法令で通りましたものが1つありまして、それが大気汚染防止法の改正でございます。

今までも、建築物の中に含まれているアスベストが解体に伴って飛散されないように規制をしておりましたが、全てのアスベストを対象にしておりませんでした。安全性を考えて、特に危ないもののみを対象としておりましたが、これでは良くないということで、いわゆるレベル3と言われるものまで全て対象となりました。

それから、解体工事をする時の調査について、これまでは危ないということが分かった時に報告してくださいということになっていましたが、危なくても危なくなくても、危なくありませんでしたという報告をしてもらうことになりました。このように、規制を厳しくいたしましたので、アスベストの飛散が防げるのではないかと思います。

それから、ようやく中央環境審議会の各部会が動き始めておりますけれども、やはりポストコロナの時代に、どういう環境政策をこれから進めていかななくてはいけないかということがかなり真剣に議論されておりまして、昨日は総合政策部会が行われました。

また、来週の火曜日には地球環境部会が開かれまして、このテーマで、それぞれの所管事項についてどうするか議論が始まっております。さらに、明日でございますけれども、環境保健部会が開かれまして、P R T R という化学物質の環境への排出量の報告制度の対象物質を現在の462物質から522物質に大幅に増やすということが審議されることになっております。

このような次第ではあります、いろいろと今の状況の中では動きづらい面もありますので、これから先の動きを慎重に見ていかなければいけないと思います。

それでは、前回の審議会が開かれたあとに、部会で御審議をいただきました事項が3件ございます。これについて御報告をいただくことから始めたいと思います。

まず、水生生物の保全に関しての水質環境基準をどの河川に当てはめるかということに関して、御審議をいただきました。

これについて、山崎水質部会長から御報告をいただきます。よろしく願いいたします。

(山崎水質部会長)

それでは、お手元の資料1を御覧ください。「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定」について、報告いたします。

「水生生物の保全に係る水質環境基準」は、類型が指定されることにより、その水域について環境基準が適用され、その達成状況が評価されるものであります。

この類型指定につきましては、水質部会において、現在、県内を8つの水域に分けて、平成28年度からの5か年計画で、順次、審議を行っております。これまでに「博多湾流入河

川」、「大牟田市内河川」、「豊前海流入河川」、「遠賀川水系」、「筑前海流入河川」、及び「矢部川水系」について類型指定を既に行っております。

今回は、「北九州市内河川」の類型指定について令和2年1月24日開催の環境審議会に諮問され、その後、水質部会への付託を受け、同日午後、水質部会において審議を行いました。

審議の結果は原案のとおり了承され、令和2年2月7日から同年2月20日にかけてパブリックコメントを実施しております。その結果、意見等がありませんでしたので、答申の手続がとられ、配布資料のとおり、同年2月28日に答申がなされております。

#### (浅野会長)

よろしいですか。ありがとうございました。

資料では17ページに、実際に北九州の河川がどうなるかということが出ていますので、もし御関心のある方は御覧いただければと思います。

ただ今の山崎部会長からの御報告につきまして、何か御質問、御意見はございますか。川崎委員どうぞ。

#### (川崎委員)

計画どおりということについては特に問題はないかと思えます。ただ、資料を見ている中で分からない点がありましたので、そこについて教えていただければと思います。

14ページの図2-2に福岡県の河川が載っていますが、この中でそれぞれの河川の方に、AAからDまでの記号が載っていますが、前後を見てもこの意味の説明がないのでどういう意味なのかを教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

#### (浅野会長)

はい、事務局に答えさせます。では、事務局お答えください。

#### (環境保全課：高橋課長)

環境保全課でございます。この14ページのAAからDまでの記号について、御説明をさせていただきます。

こちらは、一般項目に関する類型指定の状況を示した地図でございます。一般項目と申しますのが、pHですとか、生物化学的酸素要求量であるBOD、これは一般的に有機物の汚れについての指標でございます。それから、濁度になります浮遊物質、それから溶存酸素量ですとか、大腸菌類といった指標がございます。これが一般環境に関する環境基準の項目です。

これをそれぞれの河川の利水状況に応じまして、一般項目の環境基準の類型当てはめを今までにやってきておりまして、その現況についてお示しをしております。AAが1番きれい

な水で、それからA B C Dと進むに従って、環境基準の類型としては下がっていくというような状況でございます。

ですので、こちらの図の記号は一般項目に関する環境基準です。それから、先ほどの18ページや10ページの図に、生物Aや生物Bという記号が載っていますが、こちらは今当てはめを行っております水生生物の保全に関する環境基準の類型当てはめとなっております。

#### (浅野会長)

よろしいでしょうか。

生物に関する環境基準の議論をしているので、こういう概要図をつける時にはちょっと工夫をしていただいてもいいかもしれないですね。これを書き直すのは大変かもしれませんが、ここにある符号は何を意味するかというのを注記しておけばいいと思います。一般県民の方に公表する時には、今のような誤解がないように注意してください。

他に何か御質問、御意見はございますか。よろしゅうございませうか。

特に御質問がございませんようですから、この件に関しては、部会の決定に従って既に答申をしておりますが、御了承いただいたということにしたいと思います。

それでは、次に「水質測定計画の策定」ということでございます。これについても、山崎部会長からお願いいたします。

#### (山崎水質部会長)

お手元の資料2を御覧ください。「令和2年度水質測定計画の策定」につきまして、御報告いたします。

水質測定計画といいますのは、県内の河川や海域などの公共用水域及び地下水の水質測定について、国の機関や市町村とともに統一的な視点から総合的に実施するため、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、県が例年策定しているものでございます。

今年度の水質測定計画の策定につきましては、先ほど報告いたしました、水生生物の諮問についてと同様、令和2年1月24日開催の環境審議会に諮問され、水質部会に付託され、同日午後、審議を行いました。

水質測定計画におきましては、この「水生生物保全に係る環境基準項目」も先ほど報告いたしました類型指定に基づき、指定を行った水域から、順次、環境基準の評価項目としてこの測定計画に盛り込まれていくことになっております。

審議の結果、諮問案のとおり答申する旨の決議を行い、その後、答申の手続が取られ、配布資料のとおり、同年2月28日に答申がなされております。

なお、その他の報告事項として、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定計画及び常時監視の結果についても、事務局から部会で報告をなされております。

この水質測定計画は例年やっていることでありますので、部会の中でも特に問題なるよう

なことはなかったと認識しております。

(浅野会長)

はい、どうもありがとうございました。

それでは、いろいろな機関が福岡県内の合計4水域の水質測定をする訳ですが、被ることがないように調整を図るために、県知事が毎年度水質測定結果を作るようになっておりまして、それに基づいて、今年度の測定計画が既に年度の前に承認されたということでございます。

現在、この計画に従って動いておりますが、事務局から何か補足はありますか。

(環境保全課：高橋課長)

環境保全課でございます。1点御報告がございます。資料2の5ページをお開きください。

この中のその他の項目の中に入っております有機フッ素化合物として、PFOS及びPFOAというものがございます。この項目につきましては、ここに書いてあります通り、エのその他の項目ということで、今年度の測定計画から測定を行うこととして、答申をいただいたところでございます。けれども、その後、今年の5月28日付で環境省がこのPFOS及びPFOAの項目を要監視項目に追加いたしました。

これを受けまして、県といたしましては、今後、PFOS及びPFOAを、ウのところに要監視項目と書いてございますけれども、この要監視項目と位置付けまして、測定を行ってまいりますので、御報告をさせていただきます。

(浅野会長)

ありがとうございました。お分かりいただけましたでしょうか。

要するに、まだこの審議会で議論している段階では、正式に要監視項目になっていない物質がありましたので、それをここではその他ということで位置付けていますが、その後、5月に環境省から告示が出て、これを要監視項目にするということになりましたので、ウの項目に移すこととなりますという御説明でございます。

ついでに言いますと、この物質は環境基準を作るかどうか随分議論していますけれども、まだ材料不足だというのでとりあえず環境基準にはせずに、要監視項目ということで様子を見ようということになっているということでございます。よろしゅうございましょうか。

はい、それでは何か特に御質問がございますか。よろしいですか。

(井上委員)

井上です。よろしく申し上げます。

3ページについて、事務局へ質問があるんですけども、前回の1月24日の審議会の時に、私が事務局にお尋ねした内容です。ここにBODとCODの環境基準達成状況の推移が



出ていますが、トータルでこのように平均として示すのもいいんですけども、BODとCODに分けて示していただけないかということでお尋ねして、事務局はその時に検討しますという御意見だったんです。それで、なぜこれがこのまま平均値として示されているのか、平均値として示さなければならないという理由が何かあったのでしょうか。

(浅野会長)

はい、どうぞ事務局お答えください。

(環境保全課：高橋課長)

御意見がありましたことは承知しております。ただ、この時には諮問として、原案をお示ししていただきましたので、そのまま答申をいただいたということでございまして、次回、来年度に諮問する計画からは御意見を踏まえまして、分かりやすい様にグラフを策定してまいりたいと考えております。

(井上委員)

はい、よろしく申し上げます。

(浅野会長)

よろしいでしょうか。来年度から改めるということですね。

他にございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、特に御質問、御意見が他にないようございまして、この水質測定計画の策定について部会の報告を了承したということにさせていただきます。

では次に、「温泉法に基づく土地の掘削及び動力の装置の許可申請について」ということで、糸井温泉部会長から御報告をいただきます。

(糸井温泉部会長)

温泉部会長の糸井です。

では、温泉部会の審議の結果とそれに基づく答申について、御報告をいたします。お手元の資料3を御覧ください。

なお、個別の許可に関する審議内容につきましては個人情報等を含みますので、会議は非公開で行っております。公開でありますこの場での御説明は、申請件数と審議の結果のみとさせていただきます。

したがいまして、傍聴者の方々への配付資料につきましては、申請件数と審議の結果のみの記載に留めさせていただいております。委員の皆様にお配りしております資料につきましても、取扱いには御注意いただきますようお願いいたします。

では、1枚めくっていただいて、1ページ目を御覧ください。令和2年1月22日に諮問

がなされ、会長から付託を受けました土地の掘削の許可申請2件及び動力の装置の許可申請2件につきまして、同年2月20日に温泉部会を開催し、審議いたしました。

裏面を御覧ください。審議の結果、いずれの案件につきましても、許可に支障なしと決議いたしており、それに基づき、同年3月17日に答申がなされております。

以上でございます。

(浅野会長)

ありがとうございました。

これもいつも取り扱っている案件でございますが、温泉法に基づいての温泉の掘削とポンプアップについて、法に基づいて県が許可を出すには審議会の意見が必要ですので、その意見としてまとめていただきました。

何か御質問、御意見はございますか。はい、久留委員どうぞ。

(久留委員)

質問したいと思います。2番のところの動力の装置というのは、今までは掘削の許可というのは結構あったので、これは掘るということに対する許可だろうなって分かるのですが、動力の設置というのはどういうことでしょうか。

(糸井温泉部会長)

動力の設置というのは、基本的に温泉は井戸を掘って汲み上げることになるので、いわゆる水中ポンプですね。その設置に関する許可申請ということになります。

(浅野会長)

昔の温泉のように自分の力で地上にお湯が吹き出してくるというようなものが我々の古典的なイメージですが、最近の温泉というのは、地下2千メートルぐらいまで掘ればどこでも温泉が出るんですね。そんなところのお湯は自力では吹き出してくれませんので、それをポンプで汲み上げる訳です。ポンプで汲み上げますと、自然に吹き出してくるのとは違いますからお湯を取ることになるので、御近所の温泉のお湯が枯れてしまうという心配があります。ですから、この深さで掘るということについてよろしいかどうかということを一案件一案件チェックするんですね。御近所に迷惑をかける心配がないということが分かった場合には、ポンプで汲んでもいいでしょうという許可を出す。そういう仕組みになっています。ですので、この動力装置の設置についての許可というのは結構重要なんですね。

よろしいでしょうか。

(久留委員)

掘削とはまた別にとということでしょうか。

(浅野会長)

はい。掘るのはあるかないかを見るためです。それで自噴式のものが見つかることは今はまずありませんので、それでは採算が取れないから見つかるのは見つかったけど、もうやりませんっていう人は、動力装置の設置の許可を申請してきませんので、それはそれで終わりになるということです。

(久留委員)

分かりました。掘削について私がちょっと誤解しておりました。よく分かりました。

(浅野会長)

他に何か御質問はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、この件についても御質問、御意見が他にないようでございますので、部会の報告を了承したということにさせていただきます。

それでは、次はその他の報告でございます。これから後は、割合大事な報告でございますので、活発に御質問、御意見を賜りたいと思います。まず、「地球温暖化対策実行計画の進捗状況について」、これについて事務局から説明をいただきます。

(環境保全課：高橋課長)

環境保全課でございます。「地球温暖化対策実行計画の進捗状況について」、御説明をさせていただきます。資料は4になります。

資料4は4-1といたしまして、A3の両面資料が1枚、それから、その後ろに資料4-2といたしまして、A4の資料をつけてございますけれども、主にA3の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

本県の地球温暖化対策実行計画につきましては、平成29年3月に策定をいたしまして、3年余りが経過しております。昨年に引き続きまして、計画の進捗状況について御報告をさせていただきます。

まず、A3資料左側の1の1の(1)計画策定の趣旨等でございますけれども、県民・事業者・行政などの各主体が積極的に地球温暖化対策に取り組むための指針となる新たな計画を策定したものでございます。

計画の期間は2017年度から2030年度までとなっております、おおむね5年ごとに見直しを予定しております。この計画におきましては、2013年度を基準年といたしまして、2030年度を目標年度としております。

具体的な削減目標を、その下の2番の囲みのところに記載しております。全体の目標としましては、赤字のところでございますけれども、2030年度における温室効果ガスの排出量を2013年度に比べまして26%削減するという目標を掲げております。これは国の目

標と同じ数値目標となっております。

また、この計画では家庭・事業者・自動車と主体別に目標を掲げております。具体的には、その下に青字で書いておりますけれども、CO<sub>2</sub>削減目標とエネルギー消費量削減の目安という2つの目標を掲げております。

CO<sub>2</sub>の排出量につきましては、原発の再稼働という電源構成によりまして、CO<sub>2</sub>の排出係数が変動いたしますので、排出係数の影響を受けない身近な指標としまして、エネルギー消費量削減の目安を別途定めているというものでございます。特に電気使用量の割合が高い家庭や事業者部門におきまして、エネルギー消費量の削減目安を設定しているというのがこの計画の特徴でございます。

数値といたしましては、家庭では世帯当たりのCO<sub>2</sub>を2030年に41%、エネルギー消費量で20%削減するという目標を設定しております。また、事業者につきましては、CO<sub>2</sub>を床面積当たりで44%、エネルギーベースで22%減らす、自動車につきましては、CO<sub>2</sub>ベースで24%減らすとなっております。県民・事業者の方々が行動される際の具体的な目安を設定し、取組みを進めていただくことによりまして、県全体の目標の達成を実現していこうという計画の作りとなっております。

続きまして、右側の目標の達成に向けた最新の推計結果について御説明いたします。

まず、全体の温室効果ガスの排出量の状況でございますけれども、中ほどの表を御覧いただきますと、合計の欄に赤字で示しているところが全体としての目標に向けた進捗状況ということになっておりまして、2030年度の削減目標26%のところ2017年度時点で2013年度に比べまして、11.5%削減しているという状況でございます。

このように、温室効果ガスの排出量が減少しております主な要因でございますけれども、表の上のところに記載しておりますが、エネルギー消費量そのものが減少したことに加えまして、原発の稼働ですとか再生可能エネルギーの普及などによりまして、電源構成が変化したことにより排出係数が改善したこと、この2つの要因によりまして、県内の温室効果ガスの排出量が減ってきているということでございます。

2030年度までの17年間で26%減らすという目標に対しまして、現時点では4年間で11.5%減ったということで、順調に削減が進んでいるという状況でございます。

続きまして、半分から下の部分2番目の主体別の目標達成に向けた進捗状況でございます。

家庭につきましては、CO<sub>2</sub>排出量で28.4%、それからエネルギー消費量で9.3%、業務につきましては、CO<sub>2</sub>排出量で27.6%、エネルギー消費量で3.2%、自動車につきましては、CO<sub>2</sub>排出量で7.9%といずれも減少しております。

家庭・業務部門につきましては、現時点におきましては、想定しているよりも速いペースで減少しているという傾向でございます。

このように全体といたしまして減少しておりますのは、その次の※のところにも書いておりますように、省エネルギー意識の高まりですとか高効率設備のLED化等の最新設備の導入によりまして、エネルギーの効率的利用が進んだことが要因と考えられております。

続きまして、裏面を御覧ください。裏面はこの計画に基づきまして、県が実施しております地球温暖化対策でございます。

対策を2つに分けて体系化しております。1つは左側の温室効果ガスの排出削減と吸収源対策という、いわゆる地球温暖化の緩和策でございます。もう1つは、右側の避けられない気候変動の影響をいかに防止又は軽減していくかという気候変動の適応策でございます。

本日はこれらの取組みのうち、令和2年度からの新規施策と拡充施策につきまして、簡単に御説明させていただきます。赤字で「新」とありますのが新規施策、青字で「拡」とありますのが拡充施策でございます。

まず、左側の緩和策の大きな柱といたしまして、省エネルギー対策がございます。そのうち、これを主体別の取組みとして整理しております。家庭における取組み、オフィスビル・店舗・中小企業の工場等における取組み、それから、農林水産業、運輸、公共施設といった形で記載しております。

このうち農林水産業における取組みの拡充施策といたしまして、県庁食堂や社員食堂における県産の農林水産物の地産地消の推進を行うことによりまして、食材の輸送に伴うCO<sub>2</sub>の削減に貢献するというような取組みがございます。

次に、運輸における取組みの拡充施策でございますけれども、高齢者運転免許自主返納促進事業への支援ということでございます。これは免許返納者に対しまして、コミュニティバス等の回数券を交付する市町村の事業を支援するということによりまして、公共交通機関の利用を促し、CO<sub>2</sub>の削減に貢献するという取組みでございます。

続きまして、3つ目の柱の多様なエネルギーの確保の欄でございますけれども、再生可能エネルギーの導入促進の項目の新規事業です。再生可能エネルギーの1つであります風力発電産業の育成及び参入促進のための事業を新たに行うということがございます。

その下の水素エネルギー利活用の推進の新規事業といたしましては、再エネ余剰電力を活用し、水から水素を製造する「水電解装置」につきまして、県内企業の参入を促すための情報提供のための研究会を開催するというもので、商工部が取り組む事業となっております。

次に4つ目の柱の温暖化対策に資する取組みの推進では、循環型社会の推進のうち「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」の実施が新規事業でございます。これは、環境部の新たな取組みでございまして、プラスチックごみ削減の取組みを進める事業者の登録制度を創設し、優良事業事例の紹介や表彰によりまして、県民や事業者の3Rの取組みを促進し、ひいてはCO<sub>2</sub>の排出削減につなげるというものでございます。

続きまして、右側の適応策につきましては影響が出る分野別の施策のうち、まず、農林水産業におきましては、新たに有明海での海況情報配信システムの開発を行うというものが新規事業でございます。

また、自然生態系の分野におきましては、県民による希少生物保護活動及び外来種防除の推進のためのレッドデータブックの改訂のための有識者会議の開催ですとか、ヒアリの研修会の開催を行うということになっております。

それから分野を横断した取組みといたしましては、昨年8月に設置いたしました福岡県気候変動適応センターの情報発信機能を強化するために、今年度はホームページ上で分野別・地域別の影響や適応策を簡単に検索できるシステムを構築することといたしております。

また、ワンヘルスに関する施策を推進するための取組みの拡充といたしまして、シンポジウムの開催や体験型啓発イベントの開催などが予定されております。

以上、こういった新たな施策を盛り込みながら地球温暖化対策を推進していきたいと考えております。

最後にまとめを右下に記載しております。

まず、本県の温室効果ガス排出量とエネルギー消費量は、現時点ではトレンドを上回るペースで減少しております。しかしながら、今後の天候の状況ですとか、電力需要の安定化に伴う省エネ意識の希薄化等によりまして、削減ペースが低下する懸念もございますので、各分野における更なる取組みの促進が必要と認識しております。

このため、県では庁内組織であります地球温暖化対策施策連絡調整会議を活用いたしまして、新たな施策の検討を行い、計画の目標達成に取り組んでまいりたいと考えております。加えまして、県民・事業者・市町村と連携した取組みを併せて進めていきたいと考えております。

さらに、先ほどお話ししましたように、昨年度、県の気候変動適応センターを設置したところでありまして、今後、緩和策と適応策の両面から県の実行計画の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、長くなりましたが、本県の地球温暖化対策実行計画の進捗状況の報告をさせていただきました。よろしくお願いたします。

#### (浅野会長)

どうもありがとうございました。

細かい各施策の内容について、御関心をお持ちの方は4-2の資料に、一つ一つについての説明が載っておりますのでそれも御覧いただき、併せて御質問、御意見があればいただきたいと思っております。

それからデータの集計が大変でどうしても遅くなってしまうので、ここにあるのは2017年のデータということですが、国では既に2018年の確報値というのが、5月に発表されております。それによりますと、2013年との比較では12%の削減ができたということですから、本県の2017年の11.5%という数字については、国の動きと同じように、劇的に良くなる訳ではないですけれども、2018年には更に良くなるだろうということが想定できます。

ただ、やはり懸念される材料はいろいろございまして、この2月、3月、4月と、経済活動がほとんど止まってしまいました。それに伴って、4月の排出量が減っているということは事実ですが、これがまた元に戻ってしまってCO<sub>2</sub>の排出量も増えてしまうというのでも

困るわけです。来週開かれる審議会のために国から昨日データが届きましたが、3月と4月とを比べますと、家庭部門では実は電力消費量が増えています。一方、産業部門の方は大幅に減っているということです。

ですから、家で仕事すれば当然電気を送りますから、全部が順調に下がるということは期待できません。家庭部門に関しては、手元に来ているデータは4月までですけれども、多分5月のデータが出てくると、もっと使用量が増えるかもしれないという心配があります。ですから、こういったことについても今後慎重に見ていかなければいけないだろうという気がいたします。

さて、県の地球温暖化対策への施策に関して、ただ今御報告いただいた訳でございますが、御質問なり御意見なりございましたらどうぞ遠慮なくお出してください。どなたからでも結構です。ございませんでしょうか。はい、どうぞ川崎委員。

#### (川崎委員)

はい、川崎です。前回の委員会の中でも最後お話ししましたけれども、今回、この計画の中で再生可能エネルギー、特に風力発電産業の育成ということで、非常に力を入れていくということですが、国でも島国である日本は風力、特に洋上発電風力について、今後力を入れていくという方針が出されております。

風力発電については、再生可能エネルギーとしては有力なのでいいですが、いわゆる設置場所については非常に自然環境との調整が必要です。環境影響評価を行って、その影響を少なくしていこうという形での取組みがありますが、行政として設置可能な場所や、設置しない方がいい場所について、今後力を入れていただければと思います。

国では全国の中で何か所か場所を決めて、影響の少ないところについてどんどん増やしていこうという形になりますが、福岡県の場合は玄界灘に面しています。ここは非常に北風等が強くて発電効率が高いということで、今後注目されるところです。けれども、やはり風力発電ができて、自然環境、特に野生生物等における影響については、なかなか影響評価だけでは難しいところもあります。

北九州でも発生していますけれども、いわゆる航路の問題とか、漁業者の問題がOKでしたのでここに決めましたという発言があって、環境がその次になっている状況もあります。北九州市の環境審議会の中でも、委員の先生から何でここに作るのですかとかいう話もあって、場所ありきで計画が出されるところがなかなか変更されず、そのまま押し切ろうという姿勢が業者の中から出てくる可能性がある中で、風力発電がいいものであっても首を縦に振れない状況があります。

こういったところは、行政の面で、できるところできないところをしっかりと調査して、関係者等の意見を聞きながら、事業者にも環境影響の面も含めて進めていくと、そういうところで行政の力が必要かなと思いますので今後検討していただければと思います。以上です。

(浅野会長)

ありがとうございました。今、御発言があった中で北九州市の環境審議会とおっしゃいましたけど、環境審議会は私が会長でありまして、おっしゃっているのは環境影響評価審査会だろうと思いますので、皆様誤解のないようお願いいたします。では、自然環境課長。

(自然環境課：新課長)

自然環境課でございます。事業実施に当たりましては、環境影響評価法と条例であらかじめその事業に係る環境への影響について、事業者自らが調査・予測・評価を行って、それによって、事業内容を環境に配慮したものにさせていくという制度がございます。この制度を運用するに当たりましては、各段階がございます。配慮書、方法書、準備書、そして環境影響評価と、結構な時間をかけてしっかりとこれを各段階において評価していくようにさせていただいているところでございます。これからもしっかりと法令に基づいて、やっていきたいと考えております。

(浅野会長)

はい、川崎委員がおっしゃったのは、風力発電を絶対に駄目だとは言えないけれども、ちゃんと環境への配慮ができてきているのかということですね。おっしゃるとおりだろうと思います。

特に欧州の例を見ますと、監視カメラが意外と効果的です。バードストライクがあったかどうかというのは、海の上だと陸と違って死体が流れてしまうので分からないものです。陸だと落ちていますから数えればいいけれど、それができない。だから、「影響がありません」で済んでしまうと困るので、カメラをつけるという動きがありますが、どこまで事業者が乗ってくれるかどうか分かりませんが、既存のものについてもカメラをつけてテストしてみたらどうかという議論も既に始まっております。

それからもう1つ、鳥だけではなくて、海に住んでいる哺乳類や海洋生物にどのような影響を与えるかというのはまるっきり情報がないんです。一生懸命その情報も集めようとしているんですが、川崎委員がおっしゃったようにいろいろな事を考えながら、ここはあまり問題がないだろうという場所を絞りこんでいこうというような議論をされていまして、北九州の沖合はいくつかの文章では割合いい場所だろうという話になっておりますけども、果たして本当に環境面から見て、全く問題がないかどうかというのは分からない面があります。ですから、できた後もしっかり監視をしてもらうということが必要ではないかというのが私の意見です。

他にありますか。はい、どうぞ。伊藤委員。

(伊藤委員)

伊藤です。左側の運輸における取組みの中で、公共交通機関の利用促進というのがあります。



す。これは当然と言えば当然ですが、例えば今、新型コロナウイルスの影響で、うちの大学もそうですが、逆なんですよ、公共交通機関をできるだけ使うなど。今日の朝のテレビも言っていましたけど、どこかの都市では人が少なくなっている、でも、車が増えている。それで、駐車場を探すのが大変だというようなことを言っていましたけれども、このコロナウイルスが流行している社会では接触を避けなさいというのがあるので、うちの大学も徒歩か自転車か自家用車で来いとなっていますが、それと相反して、公共交通機関をできるだけ使いなさいというのと、そこの調整をどうされるのかなと思います。時限立法的な感じになるかもしれませんけれども、その調整がちょっと難しいのではないのかなという気がします。

それからもう1点が、気候変動適応センターの拡大ということで、これは非常にいいと思いますけれども、温暖化のためだけではなくて災害に対する、例えば、線状降水帯の予測を九大かどこかが3日前からできるとかで、こういう情報との連携などを考えておられるのかどうかについて、お伺いしたいです。

(浅野会長)

環境保全課、どうぞ。

(環境保全課：高橋課長)

はい。まず、公共交通機関の利用促進の件でございますけれども、確かに伊藤委員がおっしゃられるようにコロナウイルスが流行している状況の中で、公共交通機関の使用を進めるのかというところについては議論のあるところだと思います。人の健康がまずは大事でございますから、その調整をどのようにするかというのはまだ全く検討等をしておりませんので、そこも踏まえてどの程度ここを推し進めるのかというところは、今後調整の必要があるかなと思っております。

もう1点の適応センターの活用でございますけれども、予測の部分をするというところについては、まだ議論が進んでおりません。設置したセンターは、情報収集して、それを分かりやすく分析して発信するという役割を担っておりますので、まずは、そのところの機能を充実させていこうとしております。

ただ、センターを運営していくに当たりまして、専門家で構成されました協議会というものがございまして、ちょうど明日開催予定にしておりますけれども、その協議会の中で様々な御意見をいただきながら、今後どういった方向で進めていくかといったところもアドバイスをいただきながら進めていきたいと考えておりますので、また今後、検討させていただきたいと思っております。

(浅野会長)

はい。適応計画と防災計画というのは深い関わりがあることがよく分かっていて、担当部局の間の意見調整というのは必要だろうと思えますし、国交省の河川計画なども今までの1

00分の1とか50分の1では通用しないというのも認識し始めていて、かなり大きく状態が動きつつありますから、今後もっと進んでいくのではないかなという気がしますね。

公共交通機関は本当に頭が痛い話ですが、やはり安全性を考えながら可能な限り公共交通機関をとわざるを得ないかもしれませんね。これは、施策のお互いの関係の調整が難しいことだということを承知の上で、とにかく全体として何をやらなくてはいけないかということが重要ですね。一つ一つについてあまり細かく議論し始めると、自転車の利用促進にしてみても、それによる事故をどうするんだという話になる訳ですから、トータルに考えて何を進めていくのかということがより重要だととりあえず考えざるを得ないかもしれません。

他に御質問、御意見がございますか。はい、どうぞ。河邊委員。

#### (河邊委員)

はい、河邊でございます。気候変動のことについて、少し述べさせていただきます。

ちょうど約3週間前に線状降水帯の到来によって、熊本それから福岡県南部に多大な被害が発生いたしまして、被災された方々が大変な思いをされていることと思います。

直接的には都市計画の範疇ではありますが、例えば、浸水想定エリアを立地適正化計画の中で居住誘導区域外に指定するなど、今後は、浸水想定エリアや土砂災害警戒区域等を居住誘導区域外にしていくという視点が必要なのではないでしょうか。災害が発生すると結果的には環境行政と密接に関わってくることになります。都市計画の部局と連携して推し進める時期にきているのではないのでしょうか。毎年のように線状降水帯の被害が全国各地で起こっています。まちづくりには時間がかかるため、都市計画に環境の視点を取り入れていくことが喫緊の課題なのではないかと思ひまして、申し上げました。

#### (浅野会長)

はい、どうもありがとうございます。何か九州地方整備局からのコメントをいただけますか。

#### (堂菌委員)

現段階で確固たる取組みというのはないですけれども、おっしゃったように、先ほども出ましたけど、河川の確率を150分の1に上げるなどという取組みを実施しております。また、今は想定できない状態でいかに対応していくか、臨機の対応でまずは対処しようということ動いているようでございます。

#### (浅野会長)

主要な河川ごとに河川防災計画ができていまして、その中でも九州は割合先進的です。調べたことがありますけど、佐賀県内の松浦川が非常に先進的で、スマートシュリンクを取り入れているんです。ここでは、数個の住宅は他に移っていただいて、そのことによって防災

を全うすることが合理的だというようなことを考えておられたようで、多分、全国でもそういう発想を最初に持ったのが九州地方整備局だと思います。ですからこれから先、もっと地方分散した方がいい、東京一極集中が非常に問題だということは分かっているんですが、しかし、分散したとしてもばらばらの分散ではなくて、その中でやっぱりスマートシュリンクを考えながらの分散でないといけないというようなことが、昨日行われた審議会ではかなり多くの方の意見として出ていました。こういうことも今後、県としても参考にしなければいけないと思います。ありがとうございました。

他に何かございますか。酒井委員、どうぞ。

#### (酒井委員)

失礼いたします。酒井でございます。よろしくお願いいたします。

私は、学校教育の立場から参加させていただいております。環境教育について、日頃考えていますことを少しお話させていただきたいと思います。

実は、環境政策課の方で作られております環境教育副読本の作成関係にもずっと携わらせていただいた立場でございますが、ちょうどそれを活用しながら学級担任として指導してきた子どもたちが30代後半それから40代になるところでございます。まさしく、環境破壊を抑制するための動きをとらなくてはいけない年代になっているなど感じております。

なかなか地道な取組みかと思いますが、やっぱり教育は大事だと思うところがあります。地域ではこどもエコクラブなどができてしっかり活動されていますし、各団体がそれぞれの工夫でされているところが大きいかと思います。学校教育現場では、これからも環境教育副読本の活用を通して、新しい知識に触れる機会をたくさん作っていかねばならないと考えますし、新しい情報を入れての副読本等の作成は続けていただければと思います。

是非、新しい課題がどんどん出てきているかと思っておりますので、それを取り入れながら作成、それから活用の広がり期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

#### (浅野会長)

ありがとうございました。これは御要望、御意見ということで承ってよろしいですか。

ただ今、学校の中だけで閉じた環境教育ではなくて、例えば企業との連携とか地域社会との連携とか、あるいは役所との連携とか、いろんなことがあるんだろうと思います。

今年は、コロナのおかげでできなくなってしまったんですけど、実は九州運輸局で力を入れているのが小学校の出前授業なんです。それは何かというと、公共交通機関を利用してください。そうすると、地球を救いますよという教育を、運輸局が小学校に行ってやっているということがあります。こういうプログラムは結構いろんな役所が持っていますし、企業もいろんなものを持っていますので、こういうものを利用できるともっといいのかもしれないと思いますね。

そういう目で県の環境教育計画についてもしっかり見ていかなければいけないと思いま

す。今後の改定に当たってもそういう点が活きるようにしたいと思いますし、教育委員会にもそういう御発言があったことが伝わるだろうと思いますので、よろしく願いいたします。他にございませんでしょうか。はい、久留委員。

(久留委員)

農林水産業における取組みのところですけども、拡充になっているので御質問いたします。

地産地消の推進というのは、福岡県だけではなく日本全体が自給率を高めていかなければいけないということが随分言われながらも、なかなか進んでいないという現状があります。そういう中で、福岡県でも地産地消を推進していくということですが、これはやはり、現状が今どうなっているのか、地産地消がどれくらい進んでいるのかということ踏まえた上で、それを推進していく目標を数値で出す方がいいと思います。今日でなくていいので、報告をされる時にはそこが出てこないと掛け声だけで推進と言われても掴みにくいと思うんです。ですから、もちろんこれは消費者にも伝えていかなければいけないことなので、はっきりとした現状と、それから目標みたいなこと、どれくらい推進していくのかということ、次回報告があるときには出していただきたいなと思います。

(浅野会長)

ありがとうございます。この報告の弱点をよく見ておられます。梶係長何かありませんか。

(食の安全・地産地消課：梶生産安全係長)

次回、報告する時にさせていただきたいと思います。

(浅野会長)

今のところはどの程度進んでいるかということについて、何か分かりやすい指標のようなものはありますか。

(食の安全・地産地消課：梶生産安全係長)

今日は、数字を持ってきていないので分かりかねます。

(浅野会長)

例えば、アンテナショップのようなものが結構地産地消に貢献していますよね。そういうデータを見るだけでも、かなり分かりそうだし、それから直接インターネットで取引をしているものはいっぱいあるはずですから、そういうもののデータを集めると結構なことが言えるんだろうという気がしますね。

(久留委員)

消費者の間では地産地消という掛け声が結構かかっているんですけども、現状がどうなっているのかというのを意外と知らないんですよ。

(浅野会長)

そうですね。その辺も何か県がデータをお持ちかもしれないし、道の駅であるとか、農協のやっているショップだとか、あるいはスーパーですら地産地消コーナーというのがあって、結構そこもお客さんも多いですよ。

(食の安全・地産地消課 梶生 生産安全係長)

地産地消応援の店の目標であるとか、現状の数字はございますので次回報告させていただきたいと思います。

(浅野会長)

是非よろしくをお願いします。

それと、今日の報告を見ていると、どういう施策をやることになっていきますということしか書いていなくて、その施策がどうなりましたということはない訳です。ですから、それでは計画の実施状況の報告にならない訳で、予算は書いてありますから、いくら予算を使ったとは分かるんですが、それ以上のことは分からないですね。これをもうちょっと工夫できませんか。

例えば、他の自治体でやっている同じようなものについて言うと、担当課に3段階評価や5段階評価で自己評価をしてもらおうと、関係課の方もやったぞというPRもできる訳ですし、ちょっと足りなかったかな、もっと予算が必要だということになるかもしれないので、そのような工夫も少ししていただいた方がこういうところでの議論をしやすいと思います。

それでは、田中昭代委員、どうぞ。

(田中昭代委員)

田中でございます。

資料の1ページの右側の上の方の表がございすけれども、福岡県の温室効果ガスの排出量という表の中の一番下に代替フロン等4ガスというものがありまして、数値的には排出量としてはそんなに大きいものではないですけども、パーセントだけを見ても増加していると申しますか、多分これは、冷蔵庫とかエアコンとかの問題かなと思うんですけども、着々と増加しているように見えます。これについて、原因と対策等ございましたら教えてください。

(浅野会長)

はい、事務局どうぞ。

(環境保全課：高橋課長)

環境保全課でございます。

まさに御指摘のとおりですが、このフロンにつきましても、排出量が増えている、フロンガスが漏れていますけれども、これについては国の方も含めまして、非常に問題だと捉えております。フロンの排出を抑制するための法律がございますけれども、この法律について、より使っている途中の漏れを防ぐ、それから廃棄される時の漏れを防ぐといった仕組みを整えて法改正をしたところでございます。

フロンガスを使っている冷凍空調機器に携わる全ての製造業者、それから使用する人、それから回収業者、廃棄業者、この全ての人たちに義務を課して、その途中途中で漏れることのないように管理していくという規制を含めた法律の改正が行われておりますので、これを皆さんに周知して、大気中への放出を防いでいくというところに力を入れていかないといけないと思っております。

(浅野会長)

よろしいですか。

この法改正は私が携わったんですが、直罰規定まで付けていまして、漏らしたら直ちに処罰するというように厳しくしていますけれども、なかなか徹底しないですね。一番問題なのは、中小企業の冷凍機器です。家庭用のものは家電リサイクルで何とかなっているんですが、中小企業が持っておられる業務用の大型の冷凍庫とか冷蔵庫とか、そういうものの取扱いが心配と考えられております。特に、フロンガスはオゾン層破壊の原因だということで代替フロンに切り替えましたけれども、ちょうどその切り替えた代替フロンの使用の耐用年数が切れるのが今なんです。ですから、ますますフロンが増えるだろうということが分かっていますので、十分に考えなければいけないということが言えると思います。

他に御質問はございますか。よろしゅうございましょうか。どうぞ。

(井上委員)

井上です。よろしくお願いします。質問というか意見があるんですけども、この資料の9ページのところです。5の健康に関する対策というところで、②で蚊媒介感染症対策の実施ということで、蚊に特化したような書き方が2番目のポツのところに書いてあります。令和2年度は、新型コロナウイルスというのを避けて通れないこととなりますので、ここの表現を新型コロナウイルスの感染症対策とか、そういう文言が一言あってもいいのではないかと思います。

そうすると、それに伴ってA3資料の裏側の右側の健康に関する対策のところ、熱中症

予防、感染症予防の追加というところで、これについてもここにも書き加えて、拡充あるいは新規というので、表記されるということの検討はいかがでしょうか。そうすると、9ページに書かれている部分については、下線等を引く必要が加わることになるかと思えます。以上です。

(浅野会長)

残念ながら、温室効果ガスの削減と適応という施策の枠の中に、ダイレクトにコロナウイルスという話が入るのは少し距離がありすぎる気がします。つまり、間に媒介動物が入って、蚊が媒介して感染すると分かっていたらいいんですけども、そうでもない面があるのでこの話とはやや文脈が違います。

それから、健康に関する対策というのは健康を全部言っている訳ではなく、少なくともこの温暖化が生じて、気候変動の結果、生じる人の健康について考えなければいけないということを施策レベルで並べているものです。

ただ、コロナウイルスに限らず、総じて人類が自然を破壊してきたということがウイルス蔓延の原因になっているという意見もありますね。今後の新しいwithコロナの世界でどういうことをやらなければいけないかという時に、もう1回自然との共生を取り戻す必要があるということは、もう既に気が付いて言われていることです。ですから、そういう大きな政策レベルの話としてはあり得る話ですが、この話にいきなりコロナウイルスを入れるというのは、環境の部分としてもやりづらいいと思いますし、やったとしても少し間が空きすぎちゃうんですね。もっと政策レベルのストーリーとして、しっかり考えて議論しなければいけない。

ただ、蚊媒介感染症というのは政策でそうなっているのでここに書かれているんだと思いますが、これ自体の書き方について温暖化を考えるとすれば、もっと他に書き方があるかどうかは検討の余地があります。これは、とりあえず環境部というよりも、がん感染症疾病対策課などで、どういう表現がいいのかということを考えてもらうように環境から働きかけるということはあるかもしれませんね。蚊だけを書いてあると偏った印象があるかもしれないと思います。けど、とりあえず今のところ1番心配されているのは蚊媒介感染症でありますし、その他の外来生物の話なんかをどうするのかというのが抜けていますので、そこは考える必要があります。ですが、今の御意見は直ちには採用し難いかなと思います。

事務局で何か補足がありましたらどうぞ。

(環境保全課：高橋課長)

はい、御意見ありがとうございます。表現の仕方については、事務局の方でも担当課と調整をさせていただきまして、適切な形の記載に努めたいと思います。

(浅野会長)

他にございませんようでしたら次の報告がございますので、この報告について皆さんから御意見を賜ったと、このいただいた御意見の中で参考になるものについては、是非、今年度の計画の実施について活かすようお願いいたします。

それでは、「令和2年度環境部主要事業について」、事務局から説明をいただきます。

(環境政策課：山口課長)

令和2年度環境部主要事業について、御説明をさせていただきます。お手元の資料5を御覧ください。1ページでございます。

この予算の資料につきましては、県で4月と6月に予算の補正を行いましたので、予算額等は補正後の内容で記載をさせていただいております。

まず、1ページの「アジア自治体間環境協力推進事業」、予算額は4千3百万円余でございます。

この事業は、友好提携地域等の環境問題の解決のため、本県の環境技術やノウハウ等を活用した環境協力事業を行うものでございます。

事業内容でございますけれども、(1)の国際環境人材育成研修では、福岡方式処分場の普及転換支援コースといたしまして、ベトナムから福岡方式処分場の整備に携わる職員を招きまして、処分場の施工・維持管理に関する研修を実施するものでございます。

次に(2)の国際環境協力事業でございますが、①ベトナム・ハノイ市とは、埋立てを終了いたしましたスアンソン処分場の管理に係る技術指導を行ってまいりました。この事業につきましては、技術指導が終了いたしましたことから、今月初めに支援事業を終了しております。ベトナムの中央政府とは、ベトナム国内での福岡方式処分場の普及展開に向け、引き続きフエ省での処分場整備への技術指導、3R啓発支援を行ってまいります。

②のタイ国中央政府とは、福岡方式処分場の普及拡大等の支援を実施してまいります。

③の中国江蘇省とは、県内企業の技術等をPRするための環境展示会への出展を行ってまいります。

④のインドのデリー準州とは、大気汚染防止に係る協力に向けた協議を実施いたします。

また、(3)ですけれども、これは平成25年度に作成いたしました県の環境関連企業技術ガイドブックを全面的に刷新いたしまして、県内企業が持つ環境技術やノウハウを海外に向けて情報発信してまいります。2ページをお願いいたします。

先ほど、地球温暖化対策の説明がありましたのでそれと被るところがございますが、御容赦の程お願いいたします。

「気候変動適応推進事業」でございますので、予算額は6百万円余でございます。

この事業は、昨年、県の保健環境研究所に設置いたしました「福岡県気候変動適応センター」におきまして、気候変動や適応策に関する情報を市町村・県民・事業者に分かりやすく発信いたしまして、県内における気候変動影響による被害の防止・軽減を図るものでございます。



令和2年度は、(1)にございますように、センターが収集しております県内の気候変動情報や適応策の事例を分野別や地域別に検索して活用できます「情報検索システム」の整備を行います。また、(2)にございますけども、気候変動への適応の必要性を分かりやすく発信するために県民・事業者向けの啓発パンフレット作成し、活用してまいります。

3ページをお願いいたします。

「食品ロス削減推進事業」でございます。予算額は1千3百万円余でございます。

この事業は、製造・流通から消費までの各段階で発生いたします食品ロスの削減のため、事業者・関係団体・県民・行政で構成いたします協議会を中心に取組みを促進するものでございます。

令和2年度は、2の(1)①ですけれども、新たに食品ロス削減に貢献する民間のアプリを活用することで、県民の皆様に食品ロス削減に取り組んでいただくとともに、食品ロス削減に取り組んでいただいております県内の飲食店や小売店を「食べもの余らせん隊」として登録していただく取組みを推進してまいります。

さらに、(2)ですけれども、食品ロスへの関心が低い若年層向けの施策といたしまして、若者向けの食品ロス削減レシピを大学生と協働で開発いたしまして、レシピカードの作成・配布などを行います。また、令和元年度に作成いたしました食品ロスの削減啓発CMを駅の構内などでも放映することで、県民の食品ロス削減の意識醸成を図ってまいります。

4ページをお願いいたします。

「プラスチック資源循環促進事業」で予算額は6千7百万円余でございます。

これは、国際的な海洋プラスチックごみ問題や、アジア諸国の使用済みプラスチックの輸入規制に対応するため、プラスチックの資源循環の促進を図るものでございます。

具体的にはまず、2(1)にありますように、関係団体・県民・行政で構成いたします「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を設置いたしまして、プラスチックごみの削減を促進していくための取組みの方向性を定めました「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定するとともに、「ふくおかプラスチックごみ削減キャンペーン」といたしまして、プラスチックごみ削減に取り組む事業所の登録制度を創設いたしまして、優良事例の紹介あるいは表彰によりまして、県民や事業者の3Rの取組みを促進してまいります。

また、(2)ですけれども、使用済みプラスチックの高度で先進性のあるリサイクル施設を整備する事業への助成を行います。

さらに、(3)にございますけども、自動車内装材等の効率的な回収・リサイクルができる社会システムの構築を行います。

5ページをお願いいたします。

「浄化槽整備促進事業」でございまして、予算額は4億9千万円余でございます。

この事業は、計画的な合併浄化槽の整備を図るため、市町村が行う浄化槽整備事業に対しまして、県費による補助を行うものでございます。

令和2年度は、①ですけれども、46市町村で個人設置型の浄化槽の整備を、②ですが、7

市町で市町村設置型の整備を実施する予定でございます。個人設置型におきましては、単独浄化槽、汲み取り便槽から合併浄化槽への転換を行う場合には、浄化槽の設置費に加えまして、単独浄化槽、汲み取り便槽の撤去費及び配管費の補助を行うこととしております。

6ページをお願いいたします。

「廃棄物処理計画策定事業」で、予算額は1千1百万円余でございます。

この事業は、廃棄物の発生抑制や適正処理の確保等によりまして、循環型社会の形成を推進するため、削減目標や目標を達成するための諸施策を示す計画を策定するものでございます。具体的には、廃棄物の処理実態調査を実施いたしまして、その結果に基づき、県内廃棄物の現状把握や将来推計を行うとともに、削減目標や主要施策を設定することとしております。

7ページをお願いいたします。

「自然公園施設活用促進事業」で、予算額は1千7百万円余でございます。

これは、昭和45年に設置いたしました志賀島ビジターセンターを改修するものでございます。

令和2年度は、老朽化した展示物及び内装の改修、通路の段差の解消、スロープの設置等を実施するための基本設計を行うこととしております。リニューアルオープンは令和5年度を予定しております。

8ページをお願いいたします。

「希少野生生物保護推進事業」、予算額は40万円余でございます。

これは、希少野生生物をはじめとする野生生物の状況について調査を実施し、現状を把握するとともに、その結果をレッドデータブックとして公表するものでございます。

令和2年度は、野生生物の調査を実施するにあたりまして、調査方針、分科会の体制等を検討する有識者会議を開催いたします。会議は、大学教授等の有識者10名程度で構成いたしまして、年2回の開催を予定しております。令和2年度に検討した調査方針等をもとに、令和3年度から5年度にかけて調査を行い、調査結果の集約等を行いまして、令和6年度に福岡県のレッドデータブックの改訂を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

(浅野会長)

ありがとうございました。それでは、今年度の福岡県環境部の施策について御説明いただきましたが、御質問、御意見がございましたらお出してください。

はい、どうぞ。門上委員。

(門上委員)

以前もお話ししたと思うんですけども、スマホなどのデジタル技術を使って、県民の皆様が参加されるような事業と言いますか、是非デジタル化を徹底的に図っていただきたいな

と思います。

例えば、今回よかったと思ったのは、食品ロス削減推進事業で民間アプリを使うとか、学生さんと協働してレシピカードを作るといった施策です。私はデータの専門ではないですから、どういうやり方が1番いいのかということは分かりませんが、コロナウイルスの流行で1番日本に足りないと言われたところはデジタル技術が全然普及していない、特に官公庁についてはほとんど進んでいないというところだという話もあります。是非デジタル化をして、どういうやり方をしたら1番効率的かというのを検討してほしいと思います。

福岡県でも当然、行政目標といった時には具体的な数値目標を立てて、それを目標にやっているとと思うんですけど、県民を巻き込んだような事業だとなかなか数値を出すのは難しいと思います。ですが、例えば、ホームページを見やすいものにするという目標の指標がホームページのアクセス数だとすると、今年が1,000件ならば、来年には1,500件にするように目標を立てるとか、何か上手なやり方をデータのプロの人に相談して、県庁を挙げて、どうしたらうまくデジタル化をして市民を巻き込んでいくことができるかということ、基本的なところから検討していただきたいというのが私の望みです。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。

もっともな御意見だと思いますので、是非検討してください。

他に御質問や御意見はございますか、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

はい、どうぞ。川崎委員。

(川崎委員)

8ページの希少野生生物保護推進事業の関係でございまして、県のレッドデータブックの改訂ということですが、現在は、植物と動物と2冊出ていると思います。けれど、今回は、分類が植物から動物まで全部入っていますけれども、令和6年度に2冊を同時に出すということでしょうか。

(浅野会長)

はい、自然環境課。

(自然環境課：新課長)

自然環境課でございます。

今回は、1冊にまとめて出す方向で考えているところでございます。

(浅野会長)

よろしゅうございましょうか。

他にございませんか。はい、どうぞ。山崎委員。

(山崎委員)

昨年も申し上げたかもしれませんが、合併浄化槽の推進に当たっては、施策としては1つ評価できるところだと思います。ですが、窒素とかリンの排出が増えるという傾向もあります。例えば、流域下水道を整備していくと、この整備によってどのくらい環境への負荷が減少していったかという施策の評価をいろんな形でやっていくことになるかと思いますが、この合併浄化槽については、数が多かったり規模が小さかったりと、難しいかもしれませんが、この施策を打つことによって、環境に具体的にどういう影響が与えられるのか、良い影響なのか、悪い影響なのか、そういったことをフォローしていく必要があるのではないかと思います。

前にも申し上げたような気がしますが、本当は全ての施策についてもそうですけれども、合併浄化槽についてはプラスの面とマイナスの面が考えられますので、これをお願いしたいと思います。

(浅野会長)

廃棄物対策課、どうですか。

(廃棄物対策課：前原課長)

廃棄物対策課でございます。合併浄化槽につきましては、それぞれの浄化槽ごとに水質検査が義務付けられておりまして、設置者の方で水質検査を実施されているところでございます。

ただ、委員から御指摘がありましたとおり、それを全体的に集計したようなデータがあるかどうかは、申し訳ございませんが今この場でちょっと即答しかねます。なんらかの形で浄化槽と下水道につきまして性質の比較ができるかどうかの確認をいたしまして、それができるといことでありましたら御報告をさせていただきたいと思っております。

ただ、委員もおっしゃられましたように、下水道には下水道の利点はございますが、お金がかかること、それと、ある程度の人口が密集しているところでないとう整備の効率化が図れないといったことがございます。人があまり住まれていないような場所については、合併浄化槽による整備が非常に効果的だと思っております。

先程申し上げましたように、データについては確認をさせていただきたいと思っております。

(浅野会長)

はい、他にございますか。

はい、どうぞ河邊委員。

(河邊委員)

河邊でございます。

2つありまして、まず、3ページの食品ロスのことについてですが、先ほど教育に関しての御発言もありましたが、子どもの頃からの環境に対する意識付けというのが非常に大事だと思っております。例えば、専門家を派遣していただいて、小学校の授業の中で環境をテーマにした授業を行って、そして、子どもを通じて家庭を巻き込むというやり方も大事なのではないかと思います。

それから、4ページのプラスチックの資源循環促進事業の件ですが、最近になってコンビニエンスストアを含めプラスチックの袋が有料化になりましたが、この成果をまたお聞かせいただければなと思います。以上です。

(浅野会長)

後半について、まだデータの準備はないだろうと思っておりますので、お聞かせいただけたら、1年後になると思います。

前半については、御要望ということで伺っておきます。

他にございますか。

(井上委員)

1ページについてお尋ねしたいんですけども、もしかしたら説明されたのかもしれませんが、確認のためにお尋ねしております。

アジア自治体における環境協力推進事業ですけれども、また新型コロナウイルスのことで恐縮ですけれども、もしこれが例えば、アジア地域に直接行けなくなるような状況が今年度起こるとしたら、この4千3百万円強の予算はどのように使われる予定でしょうか。

(浅野会長)

環境政策課長、どうぞ。

(環境政策課：山口課長)

環境政策課です。ここに計上しております予算につきましては、コロナウイルスの関係で研修などのできない事業はもう落としておりますけれども、年度末にかけて事業ができるものは事業を実施するということで計上しております。仮に、相手先の国に感染症やコロナの関係で行けない、渡航ができないということになれば、そこにかかる費用というのは不用額として残るということになるかと思っております。

(浅野会長)

転用はできませんので、使わなければ来年の予算などでまた活かさせてもらうしかないと思います。

はい、よろしいですか。

(井上委員)

はい、了解しました。正しい使い方をよろしくお願いいたします。

(浅野会長)

他にございませんでしょうか。

それでは、その他の報告の2つについても報告を承ったということでよろしゅうございますか。

ありがとうございます。では他に何か御発言がございますか。よろしいでしょうか。

では、本日の審議すべきことは、報告事項ばかりでしたが以上でございます。後は事務局からお願いいたします。

(環境政策課：吉川企画広報監)

浅野会長、議事の進行ありがとうございました。委員の皆様、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。当審議会の御意見を十分に踏まえ、今後の施策を進めてまいりたいと思います。

また、今後ともなお一層の御指導、御支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

これをもちまして、令和2年度第1回福岡県環境審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

(浅野会長)

どうもありがとうございました。これで終わります。